

令和7年度藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金について(概要)

1 受付期間

交付申請書：令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

実績報告書：ポータブル蓄電池等を購入した日から起算して30日以内

実績報告書最終締切日：令和8年3月13日（金）まで

2 補助対象者となる要件（次の(1)～(6)のすべてに該当すること）

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している方（法人を除く）。
- (2) 自己の責任においてポータブル蓄電池等を購入し、適切に管理できる方。
- (3) 過去1年以内に本補助金の交付を受けていない世帯の方。
- (4) 納付すべき市税を滞納していない方。
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方（申込み時の宣言でも可）。

(6) ポータブル蓄電池等の購入前に市へ補助金交付申請書を提出できる方。

※購入前の事前申請が原則となります（交付決定通知が届くまで機器の購入はできません）。

3 補助対象機器

■ 蓄電池、直流交流変換器及び充電用太陽電池で構成された可搬用の完結型電源装置で交流100V出力端子を備えたもの

（持ち運びが可能で、一般的な家庭用コンセントと同等の「AC電源（100V出力）」、太陽光で充電可能な「太陽電池」、「蓄電池」を備えた機器であること）

※蓄電池と太陽電池が一体ではなく別売の場合は、双方を新品で同時に購入した場合のみ補助対象となります。

※中古品・個人売買により入手したもの・オプション品・交換部品等は補助対象になりません。

※補助対象となる機器は、1世帯につき1基に限ります。

4 補助金額

購入費（税抜）の1/3で、10円未満は切捨て（上限2万円）

5 手続き（手順）

※申請者、購入者（料金を支払う人）、請求書の口座の名義を統一するようにお願いします。

※申請から交付決定までおよそ1週間～2週間程度要しますのでご了承ください。

(1) 機器購入前に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 購入予定機器の金額や仕様等がわかる書類（カタログ等）
- ③ 申請者の住所が確認できるものの写し（運転免許証・住民票等）
- ④ 完納証明書（市税の滞納がないことの証明、3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ “もったいない”エコファミリー宣言

○エコファミリー宣言 Web 受付フォーム：<https://logoform.jp/form/Knxg/684271>

市役所納税課
で発行



宣言より3週間後、「エコファミリーの取組」を報告しご提出いただいた方に、「JA大井川ファーマーズマーケット“まんさいかん藤枝”」で利用できるふじえだグリーン商品券500円を贈呈！！

○エコファミリーの取組 Web 受付フォーム：<https://logoform.jp/form/Knxg/689805>



(宣言・取組共に、市ホームページより様式をダウンロード、もしくは上記のフォームより入力をお願いいたします。)

- (2) 市より、補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。
- (3) 交付決定通知の受領後、機器を購入してください。
- (4) 機器の購入代金の支払が完了した日（領収書に記載の領収日）より30日以内に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。
 - ① 実績報告書（第5号様式）
 - ② 申請者宛の領収書（品名、型番及びメーカー名の記入があるもの）の写し
 - ③ 請求書（第7号様式）

提出日・請求日・文書番号は記入不要です

※ゆうちょ銀行をご利用の方は、銀行使用欄の記載内容を請求書にご記入お願いいたします。

- ④ 振込先口座の通帳等の写し
(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人(フリガナ含む)を示す部分)

- (5) 市より、補助金交付確定通知書（第6号様式）を送付します。
通知書送付後3～4週間程度で振込先口座へ補助金を振り込みます。

※留意事項

- ① (1)①の交付申請書及び(4)①の実績報告書に不備があった場合は、受付ができませんので、速やかに訂正等をお願いします。
- ② 以下のいずれかの事由により、交付申請書の内容を変更又は中止する場合は、事前に「藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入事業計画変更（中止）承認申請書（第3号様式）」を提出してください。
 - ア 購入計画を変更する。（購入予定機器の変更等）
※購入予定機器を変更する場合は申請時と同様に、新しく購入する予定の機器の製品名、価格、仕様がわかる書類（カタログ等）も併せてご提出ください。
 - イ 購入を中止する。
- ③ 確実に円滑な補助金交付事務を遂行するため、交付決定後及び購入完了後は指定された期限内に速やかに手続きを行ってください。期限を過ぎた場合、補助金の交付ができなくなる可能性があります。

6 提出先・問い合わせ先

郵送または窓口に直接提出

郵送で提出の場合は、確実な配送のためにも簡易書留・特定記録郵便での郵送をおすすめします。

- 郵送先：〒426-0026

藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階

環境政策課 補助金担当 宛て

- 窓 口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで

- 電話番号：054-643-3183 / FAX 番号：054-631-9083

- メール：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

- ホームページ：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>